

淡路瓦屋根工事奨励金制度

兵庫県南あわじ市（人口 5万5千人）

概要

地場産業である瓦製造業の振興と麓（いらか）街なみ景観の形成を促進するため、淡路瓦を使用する住宅の屋根工事に対して奨励金を交付している。

同制度では、地震等の自然災害に備え、相互扶助による住宅再建に係る共済制度の普及を図る観点から、兵庫県住宅再建共済制度への加入を奨励金の交付要件の一つとしている。

背景

風雨等に対する耐久性や省エネ性などに優れ、その色味・質感により独特の美観を生み出す淡路瓦は、日本三大瓦の一つとして、南あわじ市の重要な地場産品となっている。しかし、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、淡路島でも多くの住宅が倒壊し、「瓦は重く、屋根材としては不適である」といった間違った風評による被害の影響等から淡路瓦の生産量はピーク時の約半分にまで落ち込んだ。

一方、兵庫県においては、震災の教訓を踏まえ、被災時の住宅再建に関して公助・自助を補完する共済制度を平成17年から開始したところであるが、災害体験の風化や災害に対する切迫感の希薄化等により、共済制度への加入世帯率は伸び悩んでいる状況にある。

このような状況を踏まえ、南あわじ市では、同市の地盤産業である瓦製造業の振興と麓（いらか）の街なみ景観の形成を促進するとともに、兵庫県住宅再建共済制度への加入を促進する観点から、平成17年に、淡路瓦屋根工事奨励金制度を創設した。

麓（いらか）・・・瓦葺の屋根

屋根工事面積が20㎡以上の住宅（店舗併用住宅の場合は住居部分が50%以上であることが要件）であること（葺き替えについては、当該屋根工事面積が20㎡以上かつ瓦使用部分の80%以上を葺き替えしたものに限る。）

屋根の主たる部分に淡路瓦を使用する住宅であること

このほか、申請者がフェニックス共済に加入していること等が要件

【淡路瓦を使用した住宅】



淡路瓦屋根工事奨励金制度

1. 概要

瓦製造業の振興と麓街なみ景観の形成を促進するとともに、地震等の自然災害に備えるため、淡路瓦を使用する住宅の屋根工事に対して、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入等を要件に、奨励金を交付している。

フェニックス共済

住宅の所有者が年額5千円を負担しあうことにより、災害発生時に半壊以上の住宅被害を受けた場合、住宅の再建等の費用として最大600万円の支給を受けることができる。

2. 助成対象

淡路瓦を使用する住宅（下記要件をいずれも満たすものに限り）に係る屋根工事

3. 助成金額等

【助成額の内容】

奨励金の額については、屋根工事費の20%以内で屋根工事面積に応じて次の通り上限額を設定

屋根工事面積	新築	増築等
150㎡以上	20万円	10万円
110㎡以上150㎡未満	15万円	7万5千円
110㎡未満	10万円	5万円

【申請期限】

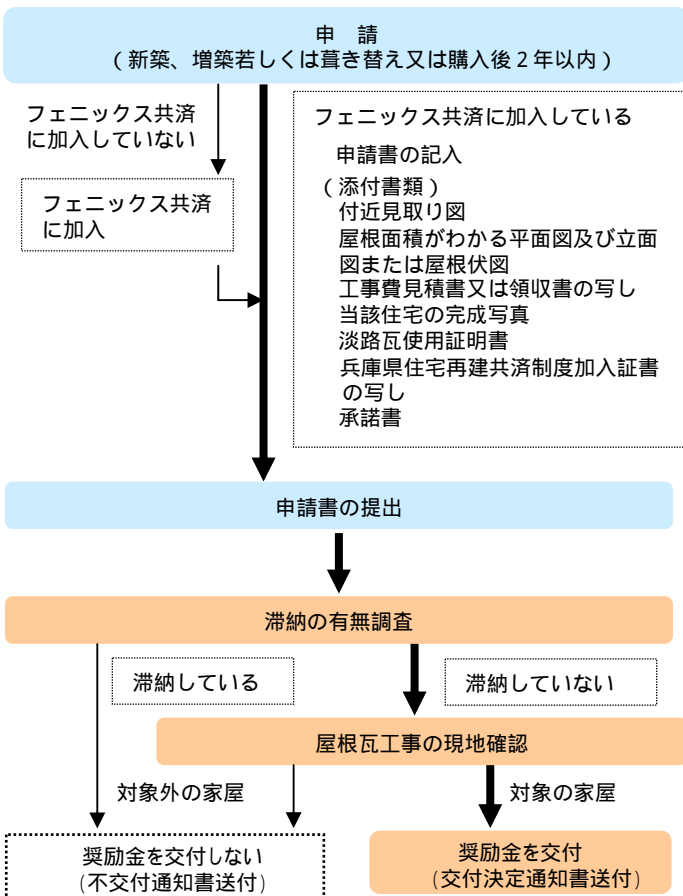
新築、増築若しくは葺き替え又は購入後2年以内

4. 活用制度

なし

奨励金の交付は市の単独事業として実施

5. 申請手続きの流れ



問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

産業振興部 商工観光課

0799-37-3012 (4143)

【関連HP】

市HP (淡路瓦屋根工事奨励金について)

[http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/index/
page/94db4fa84bc5d34d4cf1f510ffde3326/](http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/index/page/94db4fa84bc5d34d4cf1f510ffde3326/)

実績・評価

【実績】

平成17年度実績

新築82件(1,183万円)、増築等81件(614万円)

平成18年度実績

新築100件(1,438万円)、増築等57件(451万円)

【評価】

制度創設以来、活用実績は堅調に推移しており、市の瓦製造業の振興に繋がっていると評価している。

現行の制度では、非住宅の建築物が助成の対象外となっていることから、今後は、麓街なみ景観の形成をより一層図るための制度の改善が必要となっている。

関連部局

担当部局

産業振興部 商工観光課